

呉広域行政事務組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年四月十四日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十六号

呉広域行政事務組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

呉広域行政事務組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成十三年広島県人事委員会規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。